



令和7年1月10日（金） 第10264号

目次

	ページ
告 示	
○土壌汚対策法による区域の指定（環境保全課）	2
○道路の区域変更（道路管理課）	2
○道路の供用開始（同）	2
○道路の区域変更（同）	3
公 告	
○所在不分明通知（森林保全課）	3
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧（都市計画課）	4
○開発工事の完了（建築課）	4

■ 告 示

◎群馬県告示第7号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和7年1月10日

群馬県知事 山 本 一 太

1 指定する区域 甘楽郡甘楽町大字小幡字寺町谷1365番2、1367番1、1386番3、1386番7

2 指定に係る特定有害物質の種類

- (1) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、シアン化合物、一・一ジクロロエチレン、一・二ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物
- (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

◎群馬県告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月10日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	下仁田白田線	甘楽郡南牧村大字砥沢字日向277番地先から同郡同村大字同字同281番の1地先まで	前	4.3～4.9	18.1
			後	4.6～9.6	18.1

◎群馬県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月10日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	下仁田白田線	甘楽郡南牧村大字砥沢字日向277番地先から同郡同村大字同字同281番の1地先まで	令和7年1月10日

◎群馬県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月10日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	麦倉川俣停車場線	邑楽郡明和町中谷328番の1地先内	前	12.5～15.8	23.7
			後	12.5～12.7	23.7

■ 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林に指定する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を藤岡市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和7年1月10日

群馬県知事 山 本 一 太

1 保安林予定森林の所在場所及び登記済みの権利者

保安林予定森林の所在場所	登記済みの権利者	備考
藤岡市三波川字塩沢1504の1、1504の2、1505、1506	中 唯志	

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び藤岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定予定告示 令和6年12月13日群馬県告示第291号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、吉岡都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年1月10日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 吉岡都市計画地区計画 駒寄スマートIC東周辺地区
- 2 都市計画の変更新月日 令和6年12月12日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び吉岡町建設課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年1月10日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字篠塚字西ノ根3035-4	邑楽郡邑楽町大字篠塚1987番地1 シャルマン陣屋C号室 樋口優介、樋口美穂
2	北群馬郡吉岡町大字上野田字町裏679、680、681-1、681-2、682	群馬県高崎市上中居町43番地1 株式会社阿久津都市開発 代表取締役 阿久津昇
3	佐波郡玉村町大字板井字太夫塚1176-37、1176-40	佐波郡玉村町大字板井1423番地 Caroi101 十亀樹、十亀詩織

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111